

船舶インシデント調査報告書

平成29年8月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航阻害
発生日時	平成28年9月16日 11時00分ごろ
発生場所	北海道留萌市留萌港西方沖 留萌灯台から真方位280° 18海里付近 (概位 北緯44°00.7′ 東経141°14.1′)
インシデントの概要	漁船第二徳漁丸は、航行中、主機が不調となり、運航が阻害された。
インシデント調査の経過	平成28年10月14日、主管調査官（函館事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第二徳漁丸、14.98トン
船舶番号、船舶所有者等	HK2-19356（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風速 約2.5～5.0m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、留萌港の西方沖を航行中、主機が不調となった。 船長は、このまま運転を続けると主機が故障して修理に困難を要すると思い、念のため主機を停止して僚船に救助を要請した。 本船は、来援した僚船にえい航されて留萌港に帰港した。 本船は、乗組員が点検した結果、主機の燃料油こし器に閉塞が認められた。
分析	本船は、主機の燃料油こし器が閉塞したことから、主機への燃料油の供給が阻害され、運航が阻害されたものと考えられる。 燃料油こし器が閉塞した状況については、明らかにすることができなかった。
原因	本インシデントは、本船が、主機の燃料油こし器が閉塞したため、主機への燃料油の供給が阻害されたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・定期的に燃料油こし器の洗浄を行うこと。